

横田えつこ

議会質問と答弁 2006年11月議会

1、政令指定都市にむけて

- (1) 道路行政と公共交通政策への取り組み
- (2) 森林の再生

2、岡山市国民保護計画策定の問題点

- (1) 協議会での議論について
- (2) パブリックコメントについて
- (3) 核攻撃について

3、住民基本台帳ネットワークシステムに違憲判決

～自己情報コントロール権を守る～

4、(株)ラウンドワンと岡山市の開発行政

5、すべての子ども達に教育の保障を

- (1) 学校内での生活事故報告書
- (2) 医療的ケアを必要とする子どもに看護師の配置を

6、岡山市地区図書館計画の再構想

-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----

1、政令指定都市にむけて

- (1) 道路行政と公共交通政策への取り組み
(割愛)
- (2) 森林の再生

今後、合併により山林面積が非常に増え、また、旧御津町分と建部町分を合わせると人工林面積は飛躍的に増えることとなります。森林は私たちの貴重な財産です。二酸化炭素を吸収し酸素を供給したり、降った雨水の保水調整能力があり、再生可能な木質資源供給源でもあります。何よりも、緑の自然がそこにあることの喜びを、私たちは大切にしなければなりません。森林の再生をと思い、お伺いします。

ア、林業振興については、どのようにお考えでしょうか。

高谷市長 来年1月の合併後、岡山市の森林面積は約3万5000ha、市域の約45%が森林という状況になり、森林保全、林業施策の取り組みも一層重要になると考えています。また森林は国土の保全、地球温暖化の防止、水源涵養などの機能により、私達の生活に恩恵をもたらすばかりでなく、住民に対して自然とのふれあいや癒しの場を提供するものです。今後こうしたさまざまな森林の機能発揮のために、更なる取り組みを進めていきたいと考えています。

廣瀬経済局長 岡山市としては林業振興は大切な課題であると考えており、森林所有者等による森林施業に不可欠な森林の現況調査・作業道整備等を支援するため、御津地区において国の森林整備地域活動支援交付金を導入しているところです。来年合併する建部町でも人工造林が多く、同様の事業を実施していると聞きます。造林事業については御津地域では以前から御津森林組合を中心とし、国・県・市の補助を導入し、間伐・下刈りに対して補助を行っており、今後更なる林業施策の検討を進めていきたいと考えています。

イ、里山整備については、平成18（2006）年度から里山再生支援事業を立ち上げましたが、事業の進み具合はどうか、お尋ねします。

廣瀬経済局長 郊外の里山は環境保全・景観等の観点から大切な都市資源であると考えています。しかしながら現在、里山は生活様式の変化や都市化の進展により放置され、荒廃が進んでいるのが現状です。岡山市としては里山再生支援事業を平成18（2006）年度から立ち上げ、里山再生グループを募集したところ、現時点で11グループの参加を得ており、こうしたグループには山道具の貸し出し、里山整備に関するノウハウの提供等を

行っています。またその活動が顕著なグループに対しては活動助成を行う予定です。参加グループには竹炭作りやシイタケ栽培など楽しみながら里山再生に取り組んでいただきたいと考えています。

ウ、森林対策の基本はまず所有者を確定することでしょう。切り図は当てにならず、境界画定は難しい作業だが、手法とその現状をお知らせください。

廣瀬経済局長 林政業務を行う際の所有者の把握は県作成の森林計画図・森林簿により概ね出来ている状況です。しかし正式な所有者及び境界の画定については関係地権者立会の下、法務局据付の国土調査図または切り図・登記簿を参考に現地で確定させているのが現状です。

2、岡山市国民保護計画策定の問題点

岡山市国民保護計画はわずか2回の協議会を開いたのみで、予定されていた第3回目の協議会は必要がないと開催されず、事実上策定が完了しました。岡山市民の安全を守るという重要な役割を担った協議会ですが、ほとんどの協議会メンバーは一言も意見を述べず、質問すらしないという、まったく低調な協議会でした。

(1) 協議会での議論について

ア、協議会の議長であった市長の、この協議会についての評価を求めます。

イ、低調な協議会だったのは何故でしょうか。協議会委員を公募しなかった理由を述べてください。

池上総務局長 1回目の協議会では国民保護計画案の全体を通じての説明を行い、2回目の協議会では県との協議や協議会委員の意見、パブリックコメントを行った上での修正点を説明して御審議いただきました。意見が少なかったという事は、委員の多くの方々の賛同があったものと考えています。公募しなかった理由は、国民保護法第40条に基づい

てそれぞれに適任者を選任する事で、必要十分な協議会の委員構成になると考えたからです。

ウ、協議会委員に弁護士、女性の人権グループ、在日外国人の代表を入れるべきと提案しましたが、入れなかった理由を述べてください。

エ、「国際人道法に詳しい人にも協議会委員になってもらいたい」と、6月議会で答弁されていますが、誰が詳しい委員だったのですか。

池上総務局長 協議会の委員構成や選任についての議員の以前からの御提案の趣旨を踏まえつつ、法に基づき委員の選任構成を行っています。人権や、災害時における弱者の立場に関係した団体からの委員、また国際人道援助活動を行っている団体の委員などを選任させていただいています。

(2) パブリックコメントについて

ア、11人の市民からパブリックコメントが寄せられました。計画に取り入れられた意見は皆無です。役立たなかったのか、理由と評価を述べて下さい。

池上総務局長 いただいた意見の多くは基本的人権や平和外交についてのものや、国民保護法及び計画策定そのものに反対のものなどが多くありました。それぞれの立場での意見としてお聞きをさせていただき、ホームページ上に市の考え方を掲載させていただいています。

イ、平和への自治体の努力、平和外交の推進は、私も本会議で提案しましたし、市民意見でも出されています。それに対する市のコメントは「地方レベルで友好親善につとめてきた…しかし、万が一、武力攻撃事態に至った場合（を考え）計画策定が義務づけられている」と述べるのみで、「平和外交について計画に書くべし」という市民意見への回答になっていません。書かない理由を述べてください。

池上総務局長 本計画の第1編の「計画の目的」という所に、「我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である」と明記させていただいています。

ウ、三軒屋弾薬庫について、「どのような種類の弾薬、武器が蓄積されているのか、また仮に攻撃を受けた場合の被害想定を書き込むべき」という意見が出されています。

市のコメントは「防衛上の問題であり、保護計画の中で記載するものではない」というものです。

市のコメントの意味が不明ですので確認します。

防衛上の**国家機密**なので明らかにできないということですか。

被害想定もしない、できないで、どう市民を保護するのですか、

「保護計画」の名に値すると考えているのですか。

池上総務局長 自衛隊の運用に関わる防衛上の問題であり、国民保護計画の中で記載するものではないと考えています。

エ、自衛隊が住民避難に関われば、住民が軍事目標への攻撃の巻き添えになることが考えられるので、「自衛隊に住民の避難誘導を求めるのは危険である」という市民意見がありました。市の回答は、武力攻撃を排除する自衛隊の任務との両立を図りうる範囲内で、可能なかぎり国民保護措置を行う、というものです。

「自衛隊の任務との両立を図りうる範囲内」とはどういうことですか。例をあげ具体的に述べてください。この「範囲内」を詳述するのが、国民保護計画ではないのですか、それは市の計画のどこに書かれているのですか。

池上総務局長 自衛隊の主たる任務は侵害排除の活動であり、国民保護の分野の活動は避難住民の誘導の他、救援活動、武力攻撃最悪への対処などです。発生する武力攻撃事態等の規模やケースによって違いはありますが、主たる任務である防衛出動と、物理的・能力的に自ずと限定される国民保護派遣との兼ね合いの中で、可能な範囲の自衛隊の国民保護活動を期待するものです。

(3) 核攻撃について

岡山市は核攻撃も想定して計画を策定しています。

原爆の被害にあった長崎市は、核攻撃にあった場合の避難は非現実的であり、核攻撃想定を除いた計画案を策定するそうです。伊藤市長は「国はまず核廃絶に向けた努力をすべきだ」と強調しています。

広島市の秋葉市長は、核被害について「政府として正確な情報を提供しないのであれば、広島市としてはなおさら、被爆体験に基き、科学的検証に耐え得る正確な被害想定をし、全国の自治体にその結果を提供する責任があります」と述べ、「核兵器攻撃による被害想定」の策定作業が始まっています。

岡山市としても、国のモデル案を書き写すだけの安易な作業をするのではなく、広島市と連携して計画案を作り直すべきではありませんか。

池上総務局長 国の「市町村保護国民モデル計画」は法令・基本指針・「都道府県国民保護モデル計画」を踏まえた標準的なものとして作成しています。それを参考にして国の基本指針、また国民保護法第35条にも明記されていますが、市町村は都道府県の計画に基づき計画を作成しなければならないという趣旨から、県の計画に基づいて岡山市の国民保護計画を作成するものです。

3、住民基本台帳ネットワークシステムに違憲判決

～自己情報コントロール権を守る～

11月30日、大阪高裁は住基ネット（住民基本台帳ネットワーク）は、プライバシー権を侵害し憲法違反だと認め、住民票コードの削除を命じました。

大阪高裁判決の画期的な点は、「自己情報コントロール権はプライバシーの重要な一内容」だと認めたことです。さらに「個人情報を共同利用することを可能とするインフラが、住基ネットにより整備された」と、住基ネット稼働後の変化を踏まえて、個人情報保護法の不備を指摘しました。

個人情報保護法は「必要な限度で」「相当な理由」がある時、本人の同意がなくても、行政は個人情報の利用目的を変更できるとしています。判決はこれを一種の目的外利用とし、「必要な限度」「相応の理由」は行政の判断に任されているので、目的外利用禁止の

制度的担保は不十分だと厳しく指摘しました。

そして住基ネットによって個人情報が提供される行政などの業務が275にも達していることを指摘し、データマッチング（個人情報の結合・集積）や名寄せなど、目的外利用の危険性は具体的であると認めました。さらに目的外利用を監視する適切な第三者監視機関が置かれていないことも指摘しました。つまり住基ネットは欠陥システムだと司法が認めたのです。

この高裁判決をうけて、行政は根本的な出直しをしなければなりません。大阪箕面市の藤沢市長は「高裁判決を重く受け止め、人権を守る立場の自治体の長として、最高裁に委ねるのでなく、この判決を確定させることを決めた」として上告をせず、判決は確定しました。

（1）岡山市も、少なくとも住基ネットから離脱したいという人の意思を尊重して離脱を認めるべきと考えるが、どうですか。

長島市民局長 住民基本台帳に登録している人について本人確認情報を都道府県知事に送信する事は住民基本台帳法第30条の5に定められた市町村の行政事務です。従って個々の住民の希望の有無によって情報を送信したりしなかったりする事については同法に抵触する事と考えています。

（2）住基カードの普及率は現在0.7%、岡山市では0.6%です。市民にとっては利用価値のない証拠です。これは「無駄な公共事業」だとは思いませんか。

長島市民局長 現在のところ全国的にも普及率は低率な状況にありますが、本市においても現に住基カードを希望する人がおられ、また公的個人認証や身分証明証等のために現に使われているところでもあります。無駄な事業とは考えていないところです。

（3）欠陥システムだと司法によって認定された住基ネットシステムをこのまま維持することはできません。国に対して根本的な見直しを求めるべきではありませんか。

長島市民局長 その有効性や利便性等についてさまざまな議論がなされていますが、大阪高裁の判決に際し国からは「当システムは電子政府・電子自治体の基盤として不可欠で

あり、正しい理解が得られるよう最大限の努力をしていきたい」というコメントを出されているところであり、本市としても今後の司法の判断や国の動向等を注視していきたいと考えているところです。

(4) 11月27日の国民保護計画協議会で、障害者などの避難に関する質問に対して高谷市長は「個人情報保護がおかしい、国勢調査もできない、国に対して改善を要望していく」と発言しています。市長の個人情報保護に関する基本的な認識を示してください。

池上総務局長 岡山市は市民サービスの提供のために住基情報・税情報等、膨大な個人情報を持っています。岡山市個人情報保護条例に基づき、その適正な取り扱いの確保を図っているところです。個人情報の収集に当たっては、業務の内容・収集目的などを明らかにして当該個人から直接収集し、利用は目的の範囲内とする事が基本であると考えています。ただ、法令もしくは他の条例の定めのある時や、本市の正当な行政執行に関連がある時、本人の同意がある時などには、目的外の利用も認められています。また、自己情報のコントロール権を保証するため、一定の場合を除き自己情報の開示を請求し、誤りがある時はその訂正・削除を求める事ができる事になっています。いずれにせよ、個人情報は個人の人格と密接な関連を有するもので、その正確と重要性は充分認識し、適正な取り扱いを図らなければならないと考えています。

4、(株) ラウンドワンと岡山市の開発行政

田原議員の代表質問に続いて関連質問をいたします。

「法的な手続きは終了して、後は行政が判断するだけ」との当局見解がありました。本当に手続きは済んだのでしょうか。

ラウンドワンの進出に対して地元・福田学区が反対しているのは、総合政策審議会の懸念する「青少年健全育成」の観点からです。一つには、近年の子どもを取り巻く社会情勢の変化として、テレビ・ビデオ・ゲームなどが、子どもに悪影響を及ぼすと専門家から警鐘を鳴らされていること。ラウンドワンはまさにそのゲームが主体のほぼ24時間営業の大型遊戯施設です。

二つ目はこのようなゲームを中心とした遊び場が子ども達の目の前にあって、興味を持

つな、行くなと子どもの欲望が押さえきれんのだろうか、とのご心配。全くもったもな事です。

「子どもに倫理規範を植え付けるのは、家庭の責任、学校の教育で」と強調されています。まさにそうした観点から、誘致したくない！と、声を大にしている。

(1) 「これまでと同様のスタンスで、今後も業者は地元説明をするだろう」との答弁に関して…前述のような青少年健全育成の観点から地域が業者に求めているのは「営業内容の精査や時間の短縮」です。これに関して業者の配慮や歩み寄り、全く「交渉の余地はない」とのことだったと聞いています。

今後交渉の余地はありうるのでしょうか？ それが可能ならば、両者の協議はどこまで行っても平行線だと思いますが、当局の考え方は？

小林都市整備局長 ラウンドワンは現在までに地元説明会を3回開催しており、今後もこのスタンスに変わりはないものと聞いています。市としても今後とも青少年非行防止対策が大変重要であると考えています。

(2) 「総合政策審議会に付帯された意見は尊重する」とのことですが、それに則って当局は「地元の各学校園PTAと協定書を結んで欲しい」旨、ラウンドワンに指導されていると聞いています。現状は妹尾学区PTAは同意したが、福田学区のPTAは協議の緒にもついていないようです。PTAとの協定は結べているとは言えません。よろしいですね。

小林都市整備局長 福田学区のPTAとの協定は結べていないと聞いています。

(3) 周辺住民とはまず、「引舟、大倉、高尾北、古新田西の4町内会」であると局長答弁です。9月議会中の建設委員会では開発課長が「4町内会の会長から開発の同意を頂いている」と報告されました。しかし、いずれの町内会会長も同意の判を押していますが、民主的な手続きで相談や協議して同意を決めた経過はありません。その後、福田学区住民組織が個別に反対署名を集めました。その結果を分かりやすくラウンドワン予定地の周辺300Mを色塗りしたのでご覧ください。(図示)

また、学区内で集めた6200筆あまりは、学区有権者の約8割にも上ります。その後2000筆余が追加されているようですが、これでは、周辺住民が同意しているとはいえま

せん。当局の判断はいかがでしょうか、お尋ねします。

小林都市整備局長 ラウンドワンの開発許可については妹尾地区の大倉町内会・高尾北町内会・引舟町内会及びそれに隣接する福田地区の古新田西町内会の同意が得られている事から、条例上の周辺地域の積極的協力が得られているものと判断しています。

(4) また、この周辺地域の3町内会は「住所表示は妹尾だが、学区は福田学区である」事を当局は承知していますよね？ いつから承知していますか？

(5) こうした特殊な地域にある福田学区への説明が、総合政策審議会の「議を経た」3月より後の6月になったのは、明らかに行政指導の誤りだと考えますが、この点のご見解を。また、それでもなお総合政策審議会の議を経るなどの「法的な手続きは済んだ」といえますか。

小林都市整備局長 福田学区である事は承知していましたが、ラウンドワンが本年3月、福田小学校・福田中学校・妹尾小学校・妹尾中学校へ今回の計画の事業説明に行っていた事、また先程後答弁したとおり条例上の周辺地域の積極的協力が得られていた事から、総合政策審議会へ付議したもので、法的に必要な手続きは終了しているものと考えています。

再質問 会長は町内会総会という形を採らずに、一人一人の意見を集約した形で判を押ししたのではない、これは総政審で担当課が委員にもそのように言っています。改めて住民一人一人の意思を確認に行った場合に、101件のうちの99件の方からは反対だという意思表示をいただいています。こうなると、町内会長の判と一人一人の意思と大きく食い違った場合、どちらを地域住民の意思と判断するのか。市の考え方を問います。

小林都市整備局長 我々が条例上決めているのは「町内会の同意」という事で、その手続きにおいて町内会で総会が開かれて決められたのかどうかという事については決めています。

再質問 先程の答弁では、福田地区への説明は業者が勝手に行ったような雰囲気を受け取りましたが、3月の総政審で当局の情報提供に対して委員から「周辺住民の同意は得たのか」「反対は何もないのか」「青少年の健全育成に関してどうなのか」と疑問が投げられています。そういう意見があるにもかかわらず、具体的な指導や対策を採らなかったという事ですか。それとも採ったのであれば、6月になってから福田学区には説明に行っている訳です。3月から6月のこの空白期間は何ですか。何故放置したのですか。

小林都市整備局長 4月より私共の方は一定の地元協議を行うようにとは申ししていました。

再質問 青少年健全育成を願う周辺住民の願いをどのように受け止めるのか。市長・教育長にも答弁をいただきたい。これはここの住民だけの考えではない事は、この本会議の質疑でも明らかになっています。

村手助役 市長の判断は無限定なものとされている訳ではなく、「岡山市開発行為の許可基準等に関する条例」の運用基準により縛られていると考えています。その中で「周辺住民の積極的な協力を得られるものであること」が要件になっている事は御指摘の通りで、この運用として隣接町内会の同意をかつてから求めていたという経緯も御指摘いただいている通りだと思います。そうした中でこうした合意を取った上で総政審に図って手続きを行ってきた、この手続きは適正に行われているものと考えている訳です。そうした中で御指摘のように多くの方々からの青少年育成に関する御心配からの陳情も受け取っているところです。我々として判断をする際に、こうした思いもきちんと受け止めなければならないと思っているので、青少年育成の観点でどういった工夫がなされているか、充分お聞きしながら判断していかなければならないと考えています。いずれにせよ、地元の意見が分かれてしまう状態が長く続くのは好ましくないと考えているので、適切な時期に適切な判断をしていきたいと考えています。

山根教育長 ラウンドワンの建設そのものについては、開発行政なので担当局の方で考えていただいているところですが、地域あるいは保護者の方が色々な懸念を抱いておられるという事も聞いています。一つはそれらの方々への不安を取り除く説明・対策を充分取っていく事が必要であると思いますが、青少年の健全育成についてラウンドワンそのものが

どうかという事よりも、青少年の健全育成そのものについての子ども達に対するしっかりした指導が事前に要るのではないかと思います。

再質問 総合政策審議会前の周辺地域の意思確認、当局の判断が結果として間違っていたのですから、これは委員への裏切り行為です。真摯な行政運営をしようとするれば、やはり総政審をやり直すべきです。

小林都市整備局長 ただいま助役の答弁でほぼ答弁されたと思っておりますが、再三申し上げますがこのラウンドワンの手続きにおいては、総政審が開かれるまでの各4町内会の同意をもって総政審の議を経た訳で、その手続きは終了しているという事です。

再々質問 9月議会の建設委員会で担当課長は「反対署名等の提出もある事から、今後は古新田西町内会は反対として扱います」という事です。この答弁との整合性は？。

小林都市整備局長 我々としてはこのラウンドワンの審議については当初から地元というのは再三お答えしていますが4町内会が地元であるという法的な手続きの進め方の上ではそういう整理をしています。「反対として扱う」という意味はそここのところについては反対の意見があるという事は充分重く認識していると、今でもそういう事は認識しています。

再々質問 この「改正」された条例は非常に特異なものです。だから条例と運用基準の中で3箇所にわたって「周辺の住民の積極的な協力が得られること」と書いてある訳です。いかにこれが特殊な条例か、その中で周辺住民の意見を最大限尊重しなければならないという事がお分かりになると思います。もう一度明確な御答弁をお願いします。「周辺住民」というのは町内会長のハンコなのか、それとも住民個々の判断なのか。

村手助役 先程も答弁したとおり、運用基準において「周辺住民の積極的協力」という文言に関し、市では周辺の町内会の同意をもって積極的協力と解してきた事です。そうした事からこの案件についても形式的な要件としての積極的協力は満たされていると考えています。

5、すべての子ども達に教育の保障を

(1) 学校内での生活事故報告書

ア) 校内での生活事故は、幼・小・中学校で、5802件。その内「生活事故報告書」が作成されて、教育委員会に報告されたのは29件。報告書の作成の是非にはどのような基準があるのですか。

山根教育長 生活事故報告の提出期限ですが、まず事故当事者以外にも責任がある場合、それから救急車で搬送された場合、さらには重大な事故となる可能性がある場合などで、平成18年の4月から11月までに提出された報告は52件です。また学校管理下で、擦り傷など軽微な怪我也含めて日本スポーツ振興センターへ報告した件数は3332件です。

イ) 事故や怪我など目に見える事象だけでなく、その児童・生徒が生活事故に至る背景、例えば今問題になっている「子ども同士のいじめ」や「家庭の問題」などがあれば、調査により、それも反映される報告書になっているでしょうか。今年度改善後の報告書作成事例を基にお知らせください。

山根教育長 今年度の生活事故報告書によると、いじめや家庭の問題による事故はありませんでしたが、2学期から様式の一部を改善して、より分かりやすいものにしたところではあります。具体的に言うと、関係者がいた場合に氏名を明記する欄を新たに設けたり、また今まではまとめて書いていた発生状況欄を、「事故発生の経緯」や「内容」「原因」と分ける事により、いじめや家庭の問題についても把握が可能であると考えています。さらに対応の欄を「事故直後の対応」と「その後の対応」とに分ける事により、適切な対応が取れたかどうかについても確認できるようにしたところではあります。今後も事故原因の正確な把握・分析を行い、再発防止に努めていきたいと考えています。

(2) 医療的ケアを必要とする子どもに看護師の配置を

ア) 地域の学校・園に入学・入園している障害児の数と種別を年次的にお知らせください

い。

イ) そのうちで、医療的ケアの必要な子どもは何人で、どのような医療的ケアですか。

山根教育長 幼稚園・小中学校に在籍している障害児の人数を障害種別ごと、平成16(2004)年度からお答えさせていただきます。

まず知的障害については平成16年度が358名、17(2005)年度が393名、18(2006)年度が448名です。

情緒障害については平成16年度から順に551名、750名、900名です。

言語障害は57名、68名、74名です。視覚障害は24名、24名、27名です。

聴覚障害は34名、32名、31名です。肢体不自由は43名、51名、55名となっています。

さらに病弱、身体虚弱については49名、58名、59名となっています。

このような状況の中で平成18年度を例にとると、痰の吸引や導尿、血糖値の測定とインシュリンの注射が必要な子どもは12名となっています。

ウ) 岡山市の受け入れ条件は、自分で自分の医療的ケアができるか、それとも保護者が行うこと。この様な条件では範囲がとても限定されてしまいます。親の状況がどうであつても、全ての子どもに教育を受ける権利を保障するという観点から、この条件は改善すべきです。当局のご見解を。

エ) 大阪府下の自治体では、障害児に対する既存の「介助員」制度を利用して「看護師資格を持つ人」を介助員として巡回又は各校配置しています。基礎自治体が先行することによって大阪府は介助員報酬等の半額補助を今年度から始めました。制度利用の自治体は増えているそうです。これと岡山市の支援員制度は多少の違いはありますが、制度の活用は可能であるとするが、当局のご見解は？

オ) 医療的ケアを必要とする子どもが、希望すれば地域の学校・園で学ぶことができるように、サポート制度を整えてください。

山根教育長 障害のある子どもの就学については、一人一人の子どもにより適した就学を検討するために、保護者の意向をしっかりと受け止めながら、専門医等からなる岡山市就学指導委員会の判断・助言をいただいています。特に医療機関との連携を密にする必要

がある子どもについては、保護者あるいは本人でケアが行われる事、また緊急時に保護者との連携が速やかに取れ、対応できる病院が近くにある事など、子どもの安全面を重視しています。岡山市の障害児支援員制度を活用して看護師免許を持つ方を配置するかどうかについてや、支援体制の整備については、今後研究していきたいと思っています。

再質問 では、岡山市において看護師資格を持つ方を学校に配備する事を制度として導入するためにバリアとなるのは何なのですか。

再質問 岡山市の養護教諭の中には看護師資格を持っている方がいます。しかし学校では医療行為ができないとされています。何故なのか。どうしたらこの資格が活用できるのか。

山根教育長 医療行為を行うにあたっての文科省初等中等教育局長からの通知があり、これには盲・聾・養護学校のみはその取り扱いが出ている訳です。ただ、そういう事をしている先進地もあるというお話しをいただいたので、今後先進地の状況も充分研究しながら、そういう事ができるかどうかについては勉強させていただきたいと思います。

再質問 障害児の就学には就学指導委員会の指導があります。しかしこの委員会はあくまで、最終的に保護者が判断するにあたって専門的な見地からアドバイスをするものであるという事を確認します。

山根教育長 就学指導委員会は医療的な専門の方等々からなっている委員会ですが、子ども達により適した就学の方向の指導・助言を行っていただいている訳ですが、あくまでも保護者の意向をしっかりと踏まえながら進めているという事です。そういう事で我々は就学指導委員会のお話しをしっかりと聞きながら、そして保護者としてしっかりと話ししながら、より適した就学の指導をやっていく中で、先程の医療ケアの必要な子どもの就学を、子どもの立場に立った中で考えていかなければいけないと思っています。

再々質問 平成16（2004）年10月、厚生労働省と文部科学省が合同で、「養護学校への医療ケアが必要な子どもの受け入れのために看護師の配置を条件にする」と通知しています。それを基に大阪府下の自治体では看護師の導入を決めている訳です。ですから、同

じ認識を持たれている事は私は充分評価します。その面に沿ってやっていただきたいのは、子どもの成長は待てないという事です。早急な御判断を。

山根教育長 私共はかけがえのない子ども達の就学を最重点に、その視点を一番大事にしながら考えていきたいと思えます。先程の大阪や、津市・久留米市等でも先進的に進められているという事なので、その辺りの取り組みの経過等をしっかり研究しながら、子どもの視点を大事にしながら勉強していきたい。

6、岡山市地区図書館計画の再構想

(1) 岡山市の地区図書館整備計画の目的を確認したい。

平成6（1994）年の「岡山市図書館整備計画」では「はじめに」として、“「生涯学習」は人々がその人生を切り開いて行くために、生涯にわたって、あらゆる場所、あらゆる機会を利用して必要な事を学び続けることだ。その主役は市民自身であり、行政の役割は市民の生涯学習を可能にする条件を整えることにある。”更に、“市民が必要とする事を学ぼうとする時、そのための資料や情報を手軽に入手できることが第一に必要なことであり、その意味で図書館の役割は非常に大きなものがある”とあります。

その後、平成9（1997）年に図書館整備実施計画が策定され、その通り実践されれば既に東西の地区図書館が整備され平成20（2008）年までには全ての整備が終了するはずでした。ところが平成14（2002）年、萩原市長の手で「建設計画年次」が棚上げされてしまいました。この計画変更の際してパブリックコメントを求めたところ、732件ものコメントが寄せられ、その内約4割が「計画変更より早期の実現を望む」との声でした。パブリックコメントにこれだけの反応があったことはかつてなく、どれほど図書館整備が市民から望まれているかがお分かりだと思います。

国全体の動きとしては、2000年の「子ども読書年」の設定から、「子ども読書推進法」、「活字文化振興法」などの新しい法整備がされ、1994年当時より現在は一層、図書館整備についての社会的な必要性は強まっています。

「基本計画」に書かれたこの理念は、市当局におかれましても、今も色あせることなく支持されていると確信しています。ご見解を。

山根教育長 平成6（1994）年に策定された岡山市立図書館整備基本計画に書かれている生涯学習における図書館の役割についての理念は今も変わっていません。

（2）岡山市図書館整備実施計画を実践していただきたい。

ア）まず現在の市立図書館のサービス状況ですが、分かりやすいグラフをお示ししましょう。（貸出し冊数の推移、職員一人当たりの仕事量）。このことから、岡山市民の読書ニーズの高さや職員の仕事効率の良さが分かります。一方登録率は25%目標があるものの現在13%程度で推移しています。横バイなのは、これこそ市民の生活圏にもっと図書館整備が必要だということを示していると思います。当局のご見解を。

山根教育長 登録率は過去1年間のうち図書を借りた市民の割合を示すもので、必ずしも図書館整備の必要性を直接示すものではないとは思いますが、図書館整備が登録率上昇の要素になるものとは考えています。

イ）さて、図書館建設場所に関してですが、実施計画に詳細が書かれている通り、東部は「人口集積地である幡多小学校付近」に土地を求める事ができました。西大寺地区は「カネボウ跡地の再開発計画の中で新設する」ことを再度確認したい。

更に、西部地区での適地は吉備・陵南・御南学区で交通の要衝が望ましいことです。この基本的な認識に対し、当局のご見解を求めます。

山根教育長 平成14（2002）年5月の岡山市図書館整備実施計画・建設計画及び情報化についての見直しの中で、西大寺地区については西大寺地区中心市街地活性化検討委員会の計画の進捗状況を勘案しながら記載されています。西部地区については具体的（テープ入れ替えのため聴取不能）現時点では決まっていません。

ウ）ご紹介したように、将来的な展望も見据え、年月に風化することのない岡山市の図書館整備計画であり、実施計画です。その目的は、生涯を通じて自立的な人間となっていくことを助けるものです。

今議会上程された「自立する子どもの育成を推進する条例」に、「自立とは何か」とあります。それは豊かな人間性を身につけ、自分を高め、自分を確立してゆくこと。更に自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和してゆくこと」

私たちが読書から得ようとするものはまさに「自立」です。いま、30年前建設された「西川緑道公園」が市内外から「将来見通しのある施策だった」と評価されているように、文化・教育に都市の風格を持つ岡山市となるためにも、図書館の整備を進めるべきです。ご見解を下さい。

山根教育長 子ども達が豊かな人間性を身に着け、自己を確立するためには、図書は大変大切な要素であると考えています。図書館の整備については財政上の問題もあり、平成14（2002）年度に見直しがなされていますが、今後とも地区図書館整備に向けて努力をしていきたいと考えています

（3）事業仕分けにかけられた「図書館施設管理業務」改善理由の内容を問います。「対象者、ニーズ、アウトカム、実現効果を実証的に把握する」とは、具体的にどうすることか。

山根教育長 市立の図書館のあり方については、図書館の運営および図書館施設等の維持管理業務の両面から捉える必要があると考えています。今回の事業仕分けをきっかけとしてニーズ・アウトカム・実現効果等を実証的に把握する事が求められています。例えば運営面においては県立図書館との役割分担、あるいは近隣市町村との相互協力、さらには図書の貸出状況から利用者ニーズを検証する事などが考えられます。また維持管理面ではコンピューターシステムの効率的運用や高熱水費等の節減について検証する事が考えられると思っています。

以上。